

令和 3 年度 宗谷森林管理署公共工事契約状況

令和 3 年 6 月 7 日

分任支出負担行為担当官
宗谷森林管理署長 加納 正幸

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
雄志志内地区災害関連緊急工事	北海道利尻郡利尻富士町 宗谷森林管理署 128林班	治山工事	山腹工 0.07ha	一般競争入札
予定価格 (税抜き)	調査基準価格 (税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
43,888,000 円	38,790,310 円	令和 3 年 5 月 17 日	北海道旭川市 4 条通 3 丁目右 1 号 株式会社 生駒組 取締役社長 生駒 雅彦	
契約金額 (税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期		
43,200,000 円	令和 3 年 5 月	令和 4 年 2 月		

○予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 73 条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果通知書」(別添 1) のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」(別添 2) のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添 3) のとおり

令和 3 年 9 月 3 日 追加記入

○契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合
・変更契約年月日 令和 3 年 8 月 31 日 ・変更後の契約金額 (税抜き) 46,600,000 円
・変更の理由 実施測量及び設計業務を実施した結果、概算数量に増減が生じたため、変更契約を行った。 ・変更後の工事完成の時期 令和 4 年 2 月

令和 4 年 3 月 3 日 追加記入

○契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合
・変更契約年月日 令和 4 年 2 月 24 日 ・変更後の契約金額 (税抜き) 50,380,000 円
・変更の理由 簡易法枠工の施工法面数量とモルタル数量の変更及び仮設工、共通仮設費の項目について追加計上があったため変更契約を行った。
・変更後の工事完成の時期 令和 4 年 2 月

令和 4 年 4 月 1 日 追加記入

○成績評定の結果
・評定点 79 点

入札公告(建設工事)

(難工事施工実績評価方式)

(概算数量発注方式による試行工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本事業に係る落札決定及び契約締結は、当該事業に係る予算事務手続きが整うことを条件とする。

令和3年3月25日

分任支出負担行為担当官
宗谷森林管理署長 福嶋 貢史

1 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、概算数量発注方式による試行工事である。

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、週休2日の試行工事（発注者指定方式）である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用の試行工事である。

- (1) 工事名 雄忠志内地区災害関連緊急工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 北海道利尻郡利尻富士町 宗谷森林管理署 128 林班
- (3) 工事内容 (概数)
山腹工 0.07ha
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで
- (5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。
なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。
ただし、宗谷森林管理署管内を利尻島、礼文島、離島以外の3地区とし、各地区を越えた兼務は認めない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 1・2 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、A 等級又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ただし、令和 3・4 年度北海道森林管理局における土木一式工事の一般競争参加資格の資格を引き続き取得すること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20 % 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2 現場を限度として兼務できることとする。

- ① 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ② 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 15 年間に、(4)に掲げる工

事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあつては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 2 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。

(8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和 3 年 3 月 26 日から令和 3 年 4 月 8 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出

願います。

②場所：〒097-0021 北海道稚内市港4丁目6番6号
宗谷森林管理署 治山グループ
電話：050-3160-5740

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒097-0021 北海道稚内市港4丁目6番6号
宗谷森林管理署 治山グループ
電話：050-3160-5740

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和3年3月25日から令和3年5月10日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時から13時までを除く。）。

②場 所：〒097-0021 北海道稚内市港4丁目6番6号
宗谷森林管理署 治山グループ
電話：050-3160-5740

③そ の 他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和3年5月6日 9時00分

入札締切日時 令和3年5月11日 14時30分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和3年5月11日14時30分に宗谷森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和3年5月11日14時30分に宗谷森林管理署において行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行稚内支店(代理店))。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができ

る。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁宗谷森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は、無効とする。

(4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号 林野庁長官通知）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料 7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>）をご覧ください。

(別添2)

入札筆記書

調達案件番号

003801010020200021

調達案件名称

雄忠志内地区災害関連緊急工事

業者名称	業者区分	第1回入札金額	結果
(株)生駒組		43,200,000	落札

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和03年5月11日

部 署

北海道森林管理局宗谷森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 43,888,000

予定価格 (税込み) 48,276,800

調査基準価格 (税抜き) 38,790,310

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

加納 正幸

立会・確認担当署名

小野寺 正

(別添3)

令和 2 年度

積算内訳書

大分類流域 宗谷地区 支流域 東利尻地区

工事名 雄忠志内地区災害関連緊急工事

施工地 北海道利尻郡利尻富士町
宗谷森林管理署 128林班

森林管理局 北海道森林管理局
森林管理署 宗谷森林管理署
事務所名等 本署

明 細 表

1	山腹工	雄忠志内地区					
コードNo	(構造) 1A	(森林管理署名) 宗谷森林管理署	(事務所名) 本署	メインブロック 旭川(豪) 2		サブブロック 利尻 33	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
70	[施 工 面 積]		0.05	ha	0	0	
7101	人力掘削	礫質土	1.00	m3	5,166	5,166	
4333	軟岩(I)B 人力掘削(山地治山A)	空気圧縮機 5m3/min	135.00	m3	12,697	1,714,095	
7102	人力切土整形[山林砂防工]	軟岩(I)B、軟岩(II)、中硬岩、硬岩	512.80	m2	3,054	1,566,091	
7104	法面清掃工	山地治山A	512.80	m2	697	357,421	
7106	ラス張工	山地治山A	512.80	m2	1,752	898,425	
3727	異形棒鋼	SD345 D10mm	1.71	t	94,000	160,740	
7107	法枠組立・据付工	法枠高 200mm	718.50	m	4,831	3,471,073	
7108	主アンカー設置	岩盤部 D19 L=800 山地治山A	291.00	本	2,256	656,496	
7109	補助アンカー設置	岩盤部 D13 L=500 山地治山A	291.00	本	1,931	561,921	
7113	法枠吹付工	モルタル C:S=1:4 枠仕上げ含む	28.70	m3	69,645	1,998,811	
7114	枠内中詰工		385.10	m2	6,158	2,371,445	
7115	線状排水材設置	綿状排水材 35m/m×170m/m×25m 山林砂防工	65.00	m	978	63,570	
7103	残土積込運搬	ダンプトラック10t車 L=12.6km(良好)	136.00	m3	4,143	563,448	
頁 計						14,388,702	
計						[14388702]	
割出単価						14,388,000	
(備考)						287,760,000	
金額計の内 労務費(運転手・助手外) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)						8,177,225	
金額計の内 労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)						297,522	
金額計の内 形成材料						4,764,205	
金額計の内 機械賃料 週休2日補正係数(1.04)						65,797	

明 細 表

2	山腹工	雄忠志内地区					
コードNo	(構造) 1B	(森林管理署名) 宗谷森林管理署	(事務所名) 本署	メインブロック 旭川(豪) 2		サブブロック 利尻 33	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
70	[施 工 面 積]		0.02	ha	0	0	
7101	人力掘削	礫質土	17.00	m3	5,166	87,822	
4333	軟岩(I)B 人力掘削(山地治山A)	空気圧縮機 5m3/min	18.00	m3	12,697	228,546	
7102	人力切土整形[山林砂防工]	軟岩(I)B、軟岩(II)、中硬岩、硬岩	167.50	m2	3,054	511,545	
7104	法面清掃工	山地治山A	167.50	m2	697	116,747	
7106	ラス張工	山地治山A	167.50	m2	1,752	293,460	
3727	異形棒鋼	SD345 D10mm	0.61	t	94,000	57,340	
7107	法枠組立・据付工	法枠高 200mm	258.00	m	4,831	1,246,398	
7108	主アンカー設置	岩盤部 D19 L=800 山地治山A	113.00	本	2,256	254,928	
7109	補助アンカー設置	岩盤部 D13 L=500 山地治山A	113.00	本	1,931	218,203	
7113	法枠吹付工	モルタル C:S=1:4 枠仕上げ含む	10.30	m3	69,645	717,343	
7114	枠内中詰工		125.70	m2	6,158	774,060	
7115	線状排水材設置	綿状排水材 35m/m×170m/m×25m 山林砂防工	28.00	m	978	27,384	
7103	残土積込運搬	ダンプトラック10t車 L=12.6km(良好)	35.00	m3	4,143	145,005	
頁 計						4,678,781	
計						[4678781]	
割出単価						233,900,000	
(備考)	金額計の内 労務費(運転手・助手外) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)					2,604,644	
	金額計の内 労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)					87,099	
	金額計の内 形成材料					1,647,270	
	金額計の内 機械賃料 週休2日補正係数(1.04)					17,127	

○ 1# 雄忠志内地区 ▼

明 細 表

4 間接工事費 共通仮設費		支給品費・無償貸付機械評価額	0	処分費等・飛行経費	0	鋼桁・門扉工場原価・別途製作する構設柱	0
(構造)	T 直接工事費(+)	23,313,000		o 適用諸経費率		1 治山地すべり工事	
	A 積上仮設費等(+)	0		a 原定率共通仮設費率(%)	11.00		
	S 対象額算定組込経費(+)			b 施工地域補正係数	1.3		
	H 対象額算定除外経費(-)			c 週休2日補正係数	1.04		
	P 定率仮設費算定対象額	23,313,000		d 採用仮設費率 a * b * c	14.87		
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	小計 (A積み上げ仮設費)		0			0	
7122	敷鉄板輸送費	L=10km迄 往復 積込・取卸含む	1.00	式	31,424	31,424	
7123	海上輸送費(一般資材)	8t車(8m未満) 資材運搬 1台往復 往復1割引	1.00	式	68,077	68,077	
7124	海上輸送費(仮設機材等)	8t車(8m未満) 仮設機材等運搬 1台2往復(搬入・搬出) 往復1割引	1.00	式	136,154	136,154	
	定率現場環境改善費	(T + S) * 1.32 %	1.00	式		307,000	
	小計 (B積み上げ仮設費)		542655			542,000	
	定率共通仮設費	P * 14.87 %	1.00	式		3,466,000	
	計					4,008,000	
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額			0 %割増		0	